

大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

大和市長 大木 哲

大和市規則第5号

大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大和市生活保護法施行細則（昭和53年大和市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（進学準備給付金の申請書等）

第15条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金申請書とする。

2 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給する場合の決定調書は、進学準備給付金決定調書とする。

3 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給する場合は、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書により進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者に対し通知するものとする。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書）

第16条 法第78条の2第1項及び第2項の規定による申出（法第77条の2第1項による徴収金に限る。）は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）によるものとする。

2 法第78条の2第1項及び第2項の規定による申出（法78条第1項による徴収金に限る。）は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）によるものとする。

別表中「第16条」を「第17条」に改め、同表第54号様式の項中「徴収金等支払申出書」を「進学準備給付金申請書」に改め、同表に次のように加える。

第55号様式	進学準備給付金決定調書	第15条
第56号様式	進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	第15条
第57号様式	生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）	第16条

第58号様式	生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）	第16条
--------	--	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。